

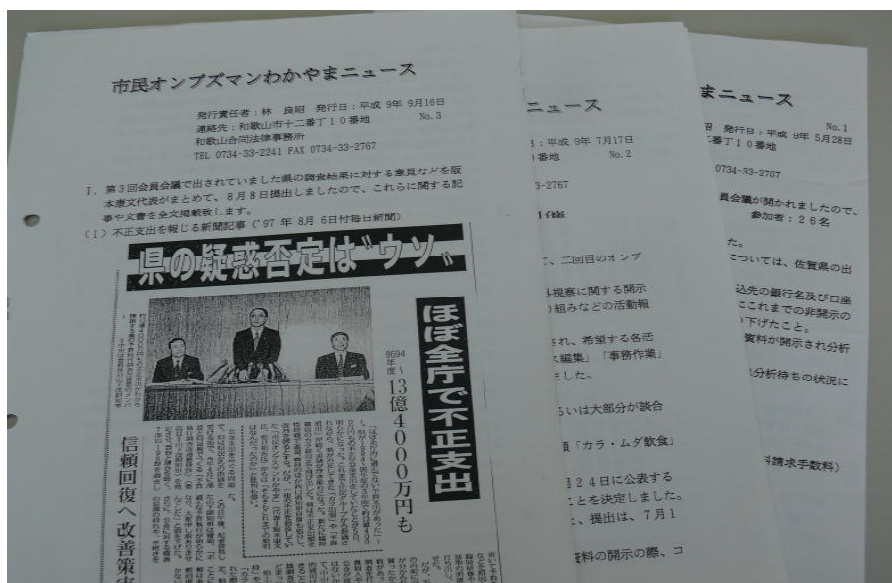
# 市民オンブズマンわかやま

ニュース NO100

発行責任者 畑中 正好 発行日 2013年9月17日  
連絡先 和歌山市十二番丁10番地 和歌山合同法律事務所内  
TEL 073-433-2241 FAX 073-433-2767  
http://www.naxnet.or.jp/~wa\_obz/ Eメール wa\_obz@naxnet.or.jp

## 本ニュース 100号迎える !!

## 1997年5月28日に第1号発行



発行当初のニュース 1～3。1では、会が結成されたことを伝え、3では、それまで県は、県には不正支出はないとしていたウソを覆し、カラ出張などの不正支出があったことを認めたことを伝えている。

行政の不正行為や  
会の取り組み等を伝えて !

本ニュースが、今号で100号を迎えました。

発行が1997年5月からでしたから、16年を経過して迎えたことになりました。2ヶ月毎の編集会議に合わせ年6回の発行に努めてきた結果、臨時号もあわせ今号をもって100号に到達しました。

私達の活動は、「官官接待」を追及した95年からでした。それ以後、不正が根深いことから会を結成することになり、ニュースを発行することに。

ニュースは、行政の不正や会の取り組み等を伝えており、会活動の重要な柱を担っています。今後も発行を続けていきますので、ご協力よろしく願います。

【編集部】

# 第20回全国オンブズマン大会開催

このままやったら、あきまへんどすなあ  
議員さん - メインテーマに !!



大会会場にて、阪谷ご夫妻（向かって左側から）と池内祥元氏。

当会から6名参加

## 和歌山政務調査費判決を報告



9月7、8日、全国から京都に約230人が集って開催された第20回全国オンブズマン大会に、当会から6名参加しました。また、和歌山県議の姿が一人見受けられ参加していることが分かりました。

「このままやったら、あきまへんどすなあ議員さん」をメインテーマに開催された節目の第20回全国大会は、開会のあいさつ、基調報告、政務活動費条例透明度調査と議員通信簿の報告につづき、議会改革シンポジウムを行い、包括外部監査を表彰して分科会に。

2日目は、各地の活動例の報告にはじまり、秘密保全法や落札率などの調査報告を行い、大会宣言と秘密保全法反対決議を採択して終了しました。併せて、国会議員へ秘密保全法に関する質問状を送付することも採択しました。

2日目に行われた各地報告において、当会の畑中正好事務局長が和歌山県議の政務調査費判決の特徴を報告しました。

分科会は、議会改革、包括外部監査の活用、なんでも市民オンブズマン、警察 原田宏二氏講演「監視社会と警察」の4分科会が行われ、当会の6名は分かれて参加しました。

参加した人達から感想文などをいただきましたので、それらの感想文や大会宣言に決議文を順次掲載します。

# 全国市民オンブズマン大会に参加して

## 阪谷昇良

今回は9月7、8日「このままやったら、あきまへんどすなあ議員さん」のテーマで持たれました。

大会そのものは例年持たれている大会内容でしたが、今大会で特に印象に残ったのは議会改革シンポジウムのパネルディスカッションでした。各議員の議会における質問の多くは次のA型とB型に分類できるといいます。

**A型** 事前に関連資料を情報公開請求で入手するか、担当部職員に確認すれば足りる質問

**B型** 当該議題の趣旨、国と世論の動向、市と所属会派の対応と現在までの経過等を解説し、それに質問者の抽象的私見を加えて、当局の認識、所感、方針を問う質問

事前調査を踏まえた良い質問例も紹介していましたが、殆どの質問がAあるいは

はB型であり、事前調査を行うことなくできる質問だということです。

議会改革パネルディスカッションは、4人のパネラーで行い、その内の一人は議員質問を受ける側の生駒市長でした。とりわけ、生駒市長から、日ごろ聞くことのできない、議員質問評価の本音を聞かせ頂きましたが、非常に参考になりました。各パネラーの多くは、議員の質問が、結局、AかBの何れかの型の質問であり、聞く側にとれば聞くのに忍耐の要る内容のない質問が殆どで、少し議員さん側も勉強して時間の無駄を省いた質疑にするべきであるという話でした。また、質の悪い質問が多い原因の一つに、市民の無関心を挙げていました。選挙が済めばあとは議会・議員に対して無関心であり過ぎると言うのです。選挙後も議会や議員の質問に関心を持ち、出来れば議会の傍聴にも行き、絶えず関心をもって監視していれば、議員も今の様な形式的な議会運営ができなくなり、そうすること

によって議員個人の資質も高めることになるとの指摘でした。私自身も非常に考えさせられました。

## 阪谷民子



会場の龍大深草学舎は夏休み中と言うことで大変静かで落ち着いた雰囲気の中で開会でした。

先ずメインテーマ「このままやったらあきまへんどすなあ議員さん」にそった、北は北海道から九州まで各地の会員の地道な粘り強い活動を拝聴して、今更ながら息の長い努力の大切さを痛感しました。

次いで生駒市長が出席されたパネルディスカッションは終始和やかな雰囲気です時に会場の笑いをさそいながらも、私達

自身の政治姿勢が厳しく問われる大変印象深いものでした。

最後に「市民オンブズマンわかやま」の会員さんに今後機会があれば、是非全国大会へ参加されるようお奨めします、決して交通費の損失にならないと思います。



## 池内祥元

久しぶりの大会参加。「このままやったら、あきまへんどすなあ議員さん」の具体的な議員通信簿報告。京都市市会議員は、一人あたり年間480万円の政務調査費を受領できる。住民監査請求を行い、個別外部監査がなされ、1億3000万円余の返還が認められた。また、どこにもある議員の政務調査活動そのもの

(委託調査費、調査旅費、会議研修費など)に政務調査費を計上せず、事務所費と人件費に大半、あるいは全額政務調査費を計上する議員がある、との報告。和歌山と同じだ、税金の無駄使い、オンブズマンの活躍がひかった。

いろいろな報告があるが、政府自民党が秋にも提出する「秘密保本法」の概要の報告から。

国の安全、外交、公共の秩序の維持の3分野について政府が特別秘密を指定することができる制度。「国家公務員法、自衛隊法」にも秘密漏えい罪が規定されているが、それよりもずっと刑罰が重く、処罰の対象の範囲も広がっている。これによって、マスコミの取材行為等も広範囲に制限される危険があるとの報告。記者クラブを通じてしか政府の情報を取材できない、国民に情報が伝わらない、怖い法律になっている、という報告。

この法案とよく似ているあの30年前の「スパイ防止法案」が、当時の世論の大反対で廃案になった。その法案は、秘密となる対象は、国の安全、外交だけであったが、今回の法案は、それに、公共の

安全および秩序の維持が入っていることです。廃案になった内容に加え、公共の安全および秩序の維持がはいり、機密の対象が格段に拡大しているという。また、「公共の安全および秩序」で「何を秘密にするか」あいまいである。つまり政府の都合で秘密にしてしまう恐れがある。それに、言論活動を萎縮させ、国民の運動の弾圧に利用されかねないという。これらのことから、「この法案を廃案にしていく運動にしていかなければ、・・・と思うことばかり。」

市民オンブズマンの活躍がひかった。いろいろ学習させられた。オンブズマンがいなければ、・・・と思うことばかり。





# 包括外部監査を活用しよう

弁護士 芝野 友樹

京都大会では、「包括外部監査」の分科会に参加しました。

「包括外部監査」というのは、平成11年度の地方自治法改正により設けられた制度で、中核市以上の自治体に、弁護士や公認会計士など外部監査人による包括外部監査が義務付けられています。全国市民オンブズマン連絡会議では、外部監査報告書やその後の措置の状況について、通信簿を作成して公表しています。

今回、各地での「包括外部監査報告書」の活用について、議論しました。まず、大事なことは、きちんと読むこと。とくに、市町村は身近なことを取り上げていることが多いそうです。そして、最初から全部を読むのではなく、関心のある部分を読むことが、報告書の内容をイメージする上で重要とのこ

とでした。

また、監査報告書の指摘事項については、措置の報告されますが、「努力する」などというものでも措置したことになります。包括外部監査を有意義なものにするためにも、どのような措置をしているのかについても、私たちがきちんとみていく必要があるということです。

包括外部監査制度の廃止の動きもあるそうです。各地のオンブズマンで活用して、その有用性を示すことが求められているとのことでした。

和歌山でも活かしていければと考えます。



## 包括外部監査の通信簿

外部監査制度が始まって以来、市民オンブズマンでは、包括外部監査報告の通信簿を作成しており、優れた報告書には、「オンブズマン大賞」として表彰しています。今年の「大賞」は、福岡市が受賞しました。

和歌山県は、「業務委託契約に関する財務事務について」を包括外部監査のテーマにしているところ、評価としては、評価のないものでした。「道路事業に係る財務に関する事務執行について」をテーマにしていた和歌山市は、「活用賞」と評価されました。

もつとも、県も和歌山市もこれまで一度も「大賞」を受賞したことはありません。県民のためにも「大賞」を受賞するような外部監査人を選任して欲しいものです。

また、通信簿では、昨年の外部監査の結果に対する行政が行った措置についての評価も行っています。県は、5ランク中4ランク目のDでした。この評価では監査結果に対する措置を真剣に行っていないとは見なし難いのではないのでしょうか。和歌山市は、2ランク目のBでした。

# 大会決議「秘密保全法の制定を阻止しよう」

弁護士 阪本 康文

京都大会で「秘密保全法の制定を阻止しよう」という大会決議案が可決されました。秘密保全法については、2011年8月に「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」が報告書を公表しましたが、法案が公表されることなく秘密裏に進められてきました。そして、2013年7月の参議院議員選挙で自民党が圧勝し、衆参ともに政府与党が安定多数を占める状況となりました。このような中で、京都大会の直前の9月3日、内閣官房は、「特定秘密の保護に関する法律案の概要」に対する意見募集を開始しました。政府は、この10月から始まる臨時国会にこの特定秘密保護法案を提出することを明らかにしています。

大会決議は、秘密保全法制の制定に強く反対し、制定の阻止のために尽力することを決議するものです。市民オンブズマン活動の基盤は情報公開請求です。ところが、秘密保全法制は、行政機関の長が、「特に秘匿することが必要」と判断すれば、「特定秘密」として指定されてしまいます。「特定秘密」として指定されれば、国会議員であつても、それを知ることができません。しかしながら、本当に「特に秘匿することが必要」な情報かどうかを検証することができません。そのような「特定秘密」を漏らせば懲役10年以下という重罰が科されてしまいます。しかも、「漏らす」行為は、故意のみならず、過失の場合（「特定秘密」の入ったカバンを置き忘れて不

注意でもらってしまった場合など）も処罰の対象です。また、市民が「特定秘密」を手しようとするれば、教唆したとして処罰の対象です。マスキミの取材活動も例外ではありません。

そのうえ、「特定秘密」を取り扱う者について、その関係者を含めプライバシーが丸裸にされてしまいます（適性評価制度）。

これまでも権力者にとって不都合な情報は隠してきた例は枚挙にいとまがありません。民主主義社会の基礎である情報公開を進めるどころか、それを著しく後退させる秘密保全法制は、けつして制定させてはなりません。今こそ、制定阻止のための尽力が必要な時期です。



# 大会宣言

2013年9月7日から8日にかけて、私たちは「このままやっ

ます。

ら、あきまへんとすなぬ議員さん」というメインテーマを掲げ、第20

記

回全国市民オンブズマン京都大会を開催しました。

第1 議員の活動を注視 評価し 地方議会を活性化させること

今回の大会で、地方議会での議員の質問の多くが、必要な調査も

第2 秘密保全法の制定を阻止する行動を続けること

しないままなされ、議員のパフォーマンスと化している実態が報告さ

第3 住民訴訟が市民による行政監視を有効に発揮する制度となるよう

れました。また、政務調査費の違法支出も相変わらず後を絶ちま

運動を続けること

せん。にもかかわらず、市民の意見を聞かないまま、使途を拡大す

2013年9月8日

る政務調査費条例の改正を行った議会がほとんどでした。

第20回全国市民オンブズマン京都大会参加者一同

一方、一昨年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故で新たな汚染水漏れが発生していたにもかかわらず、情報が市民に知らされたのは、参議院選挙後でした。

ところが、政府は、重要な原発情報もテロ対策の名のもと、特定秘密として非公開にできる秘密保全法(特定秘密保護法)の制定にむけた動きを加速しています。秘密保全法が制定されると、情報公開制度を活用し取り組んできた私たち市民オンブズマンの活動だけでなく、情報の公開と十分な議論を前提とする民主的意思決定システム自体が崩壊しかねません。

さらに、住民の行政参加に逆行する動きとしては、住民訴訟制度を骨抜きにする地方自治法改正も議論されています。

このような困難な状況にあっても、私たちは地方から民主主義を活性化させることに希望を持ち、以下の3点を宣言し



## 秘密保全法制の制定を阻止しよう

市民オンブズマン活動の基盤は情報公開請求である。私たちは、情報公開請求を通じて、行政のムダ使いや不正迫及を実践してきた。こうした活動が、それまでの官僚による情報独占政治を、国民に開かれた真の民主政治に変革させるために役立ってきたと自負している。ところが、これが今、大きく変わろうとしている。政府は、民主党政権下で審議されなかった情報公開法改正案を国会に提出しないばかりか、10月から始まる臨時国会に特定秘密保護法案を提出することを明らかにした。

私たちはこの大会で、過去20年間の活動に対して、「秘密保全法アセスメント」の議論を行った。その結果、法案が対象とする国の行政機関が保有する情報だけでなく、地方自治体の情報公開や独立行政法人の情報公開にも影響が及び、法制度が私たちの行政監視活動を著しく妨害することが必至であることを確認した。これは、法制度の制定が市民オンブズマン活動への支障となるだけでなく、この国の情報公開の流れを著しく後退させることを意味する。

政府は濫用を防止するために、「特定秘密」の対象情報を限定するなどの説明をしているが、これまでの情報公開訴訟において、政府の情報開示に対する解釈が的確でないことは、原告となった市民の勝訴率の高さが何よりも物語っている。秘密保全法制が政府にとって都合の悪い情報をより強固に秘密化することは明らかだ。

私たちは、秘密保全法制の制定に強く反対する。私たちは、この制度の問題をより多くの市民に伝えるときにも、今大会の資料と質問状を送付することを通して国会議員に働きかけ、秘密保全法制の制定を阻止するために尽力することをここに決議する。

2013年9月8日

第20回全国市民オンブズマン京都大会参加者一同

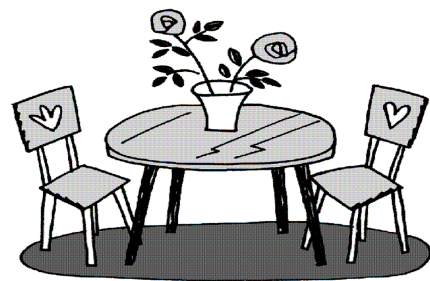
## 当面の予定

- 9月17日 PM 4:00 ~  
ニュース発送作業日
- 9月25日 PM 6:00 ~  
第3回全員会議
- 9月27日 AM 10:30 ~  
県議政務調査費違法支出金返  
還請求住民訴訟の裁判(和歌山地裁)
- 10月9日 AM 10:30 ~  
県議政務調査費違法支出金返  
還請求住民訴訟の裁判(大阪高裁)
- 10月28日 PM 4:00 ~  
編集会議
- 11月18日 PM 4:00 ~  
ニュース発送作業日
- 11月27日 PM 6:00 ~  
第4回全員会議

## 裁判情報

### 県議・政務調査費違法支出金 返還請求住民訴訟

- ・ **和歌山地裁裁判**  
裁判は、7月9日に行われました。前回会議以降の動きはありません。  
次回、9月27日午前10時30分からです。
- ・ **大阪高裁裁判**  
控訴審裁判が、9月3日に行われました。引き続き相手方の主張がなされていますが、状況によっては次回結審もあり得ます。次回、10月9日午前10時30分からです。



## 次回会員会議のご案内

日 時 9月25日(水)午後6時 ~  
場 所 和歌山合同法律事務所・会議室

こぞってご参加下さい